

**税額控除**

調整控除	<p>合計課税所得金額が200万円以下の場合</p> <p>次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額</p> <p>①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>②合計課税所得金額</p> <p>合計課税所得金額が200万円を超える場合</p> <p>①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額</p> <p>①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>②合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>※ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除は適用されません。</p>																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90ee90;">控除の種類</th> <th style="background-color: #ffcc99;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害者控除</td> <td>普通</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひとり親控除</td> <td>男性</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>寡婦控除</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生控除</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">扶養控除</td> <td>一般</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>		控除の種類	金額	基礎控除	5万円	障害者控除	普通	1万円	特別	10万円	同居特別	22万円	ひとり親控除	男性	1万円	女性	5万円	寡婦控除	1万円	勤労学生控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	特定	18万円	老人	10万円	同居老親等	13万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90ee90;">控除の種類</th> <th style="background-color: #ffcc99;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配偶者控除</td> <td>納税義務者所得 900万円以下</td> <td>一般 5万円 老人 10万円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者所得 900万円超950万円以下</td> <td>一般 4万円 老人 6万円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者所得 950万円超1000万円以下</td> <td>一般 2万円 老人 3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">配偶者特別控除</td> <td>納税義務者所得 900万円以下</td> <td>40万円未満 5万円 45万円未満 3万円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者所得 900万円超950万円以下</td> <td>40万円未満 4万円 45万円未満 2万円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者所得 950万円超1000万円以下</td> <td>40万円未満 2万円 45万円未満 1万円</td> </tr> </tbody> </table>		控除の種類	金額	配偶者控除	納税義務者所得 900万円以下	一般 5万円 老人 10万円	納税義務者所得 900万円超950万円以下	一般 4万円 老人 6万円	納税義務者所得 950万円超1000万円以下	一般 2万円 老人 3万円	配偶者特別控除	納税義務者所得 900万円以下	40万円未満 5万円 45万円未満 3万円	納税義務者所得 900万円超950万円以下	40万円未満 4万円 45万円未満 2万円	納税義務者所得 950万円超1000万円以下
控除の種類	金額																																															
基礎控除	5万円																																															
障害者控除	普通	1万円																																														
	特別	10万円																																														
	同居特別	22万円																																														
ひとり親控除	男性	1万円																																														
	女性	5万円																																														
寡婦控除	1万円																																															
勤労学生控除	1万円																																															
扶養控除	一般	5万円																																														
	特定	18万円																																														
	老人	10万円																																														
	同居老親等	13万円																																														
控除の種類	金額																																															
配偶者控除	納税義務者所得 900万円以下	一般 5万円 老人 10万円																																														
	納税義務者所得 900万円超950万円以下	一般 4万円 老人 6万円																																														
	納税義務者所得 950万円超1000万円以下	一般 2万円 老人 3万円																																														
配偶者特別控除	納税義務者所得 900万円以下	40万円未満 5万円 45万円未満 3万円																																														
	納税義務者所得 900万円超950万円以下	40万円未満 4万円 45万円未満 2万円																																														
	納税義務者所得 950万円超1000万円以下	40万円未満 2万円 45万円未満 1万円																																														
	配当控除	<p>株式の配当などの配当所得があり、総合課税を選択した場合、その金額に下表の割合を乗じた金額。</p>																																														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #e0e0e0;">種 類</th> <th colspan="2" style="background-color: #e0e0e0;">1,000万円以下の部分</th> <th colspan="2" style="background-color: #e0e0e0;">1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #ffcc99;">市民税</th> <th style="background-color: #ffcc99;">県民税</th> <th style="background-color: #ffcc99;">市民税</th> <th style="background-color: #ffcc99;">県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>証券投資信託の収益の分配 (一般外貨建等証券投資信託以外)</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>一般外貨建等証券投資信託の収益の分配</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>				種 類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		市民税	県民税	市民税	県民税	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	証券投資信託の収益の分配 (一般外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																			
	種 類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																																												
市民税		県民税	市民税	県民税																																												
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																																												
証券投資信託の収益の分配 (一般外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																																												
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																																												
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	<p>前年分の所得税において平成21年1月1日から令和7年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①と②のうちいずれか小さい金額に下欄の割合を乗じた金額。</p> <p>①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額（上限97,500円）</p> <p>※居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得、（特例取得及び特別特例取得を含む。）または特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た金額（上限136,500円）</p>																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffcc99;">市民税</td> <td style="text-align: center;">3/5</td> <td style="background-color: #ffcc99;">県民税</td> <td style="text-align: center;">2/5</td> </tr> </table>				市民税	3/5	県民税	2/5																																								
市民税	3/5	県民税	2/5																																													

<p>寄附金税額控除</p>	<p>前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合、以下の計算式で算出した金額。</p> <p>①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税等）</p> <p>②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金</p> <p>③所得税法並びに租税特別措置法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県又は市の条例で定めるもの</p> <p>④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県又は市の条例で定めるもの</p> <p><b>市民税分：</b>（AまたはBいずれか低い方の金額－2,000円）×6%</p> <p><b>県民税分：</b>（AまたはBいずれか低い方の金額－2,000円）×4%</p> <p>A 対象となる寄附金の合計額</p> <p>B 総所得金額等の30%</p> <p>ただし、①の寄附金が2,000円を超える場合は、以下の計算式で算出した金額を加算。</p> <p><b>市民税分：</b>（寄附金－2,000円）×（90%－所得税率×1.021）×3/5</p> <p><b>県民税分：</b>（寄附金－2,000円）×（90%－所得税率×1.021）×2/5</p> <p>※1 控除額は個人住民税の所得割額（調整控除額控除後の額）の20%が上限となります。</p> <p>※2 所得税率は所得によって異なります（0～45%）。</p>								
<p>外国税額控除</p>	<p>外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。所得税で外国税額控除が控除しきれないときは、まず県民税の所得割の額から一定の金額を限度として控除し、次に市民税の所得割の額から一定の金額を限度として控除します。</p> <table border="1" data-bbox="368 1126 1353 1301"> <thead> <tr> <th></th> <th>計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税控除限度額</td> <td>その年分の所得税額×その年分の国外所得総額／その年分の所得総額</td> </tr> <tr> <td>県民税控除限度額</td> <td>所得税控除限度額×12%</td> </tr> <tr> <td>市民税控除限度額</td> <td>所得税控除限度額×18%</td> </tr> </tbody> </table>		計算方法	所得税控除限度額	その年分の所得税額×その年分の国外所得総額／その年分の所得総額	県民税控除限度額	所得税控除限度額×12%	市民税控除限度額	所得税控除限度額×18%
	計算方法								
所得税控除限度額	その年分の所得税額×その年分の国外所得総額／その年分の所得総額								
県民税控除限度額	所得税控除限度額×12%								
市民税控除限度額	所得税控除限度額×18%								
<p>配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除</p>	<p>所得割の納税義務者が前年において配当割又は株式等譲渡所得割を課された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）にこれらに関する必要事項を記載した場合には、当該配当割額又は株式等譲渡所得割額に、下表の割合を乗じて算出した金額を所得割の額から控除します。</p> <table border="1" data-bbox="368 1485 1015 1599"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当割又は株式等譲渡所得割</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	市民税	県民税	配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5		
区分	市民税	県民税							
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5							